



第6章

人権教育・啓発を進めるために

本章においては、「第5章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進」の取り組みを効果的かつ計画的に進めるための具体的な手法を示します。計画を効果的に推進するために、市民、行政、さまざまな機関が協働して、あらゆる場面で、「第1章 基本的な考え方」を踏まえ、「まちづくり 人にやさしく 人がやさしく」の基本理念を実現するため、豊かな人権文化に満ちた人権を尊重するまちづくりをめざします。

1. 総合的かつ効果的な推進体制の充実

(1) 相談体制の充実

市民が抱える多様な生活課題や人権問題に対し、より効果的かつ包括的な支援を提供できるよう、相談体制・機能の強化を図ることで、相談しやすい環境づくり、多様な相談内容への対応、専門的・継続的な支援の充実を図るとともに、今後の啓発活動のきっかけとすることにより、市民の生活の質の向上と人権の尊重をめざし、地域共生社会の実現に向けた重要な取り組みとして進めていきます。

■ めざす姿(目標)

各機関での相談を通して複雑・多様化する課題に対し、専門的知識を持つ関係者が情報を共有し、行政や学校、企業、地域等が連携することで、問題点の早期発見・早期支援を行う体制づくりを推進する。

■ 取り組みの方向

- ✓ 各機関での相談を通して、複雑・多様化する課題に対応するため、横断的な相談支援体制の構築と、地域住民やさまざまな関係機関との連携の強化を推進します。
- ✓ 差別や偏見、いじめ^{P128}、虐待、ハラスメントなどの人権侵害を受けている相談者に対し、問題の解決と再発防止に向け支援します。

- ✓ 支援を必要とする多様な人々に対し、その状況に応じた切れ目のない、包括的な支援体制を構築し、最終的な社会的自立を支援します。
- ✓ 地域共生社会の実現に向けて、高齢や障がい、子ども、生活困窮といった分野別の縦割りを越えて、複雑化・多様化する課題に対応するための包括的な支援体制の構築に努めます。
- ✓ 子どもが心身ともに健康で、経済的にも精神的にも自立した豊かな人生を送れるように支援します。

◆本審議会の意見

・相談を必要とする人が気軽に相談できるよう、相談体制の整備を図る。

No.	主な取り組み	庁内関係課
46	<p>さまざまな人権相談の実施</p> <p>差別をなくすための取り組みを推進するとともに、事案に応じた適切な機関の紹介など相談体制の充実を図ります。</p> <p>(例)人権相談、女性相談事業</p>	人権政策課
47	<p>地域における相談体制の充実</p> <p>市内とりわけ近隣地域の住民の福祉の向上、自立支援を図るため生活相談事業を実施します。同時に関係機関や関係課との連携を図ります。</p> <p>(例)生活相談事業</p>	桂人権コミュニティセンター 安中人権コミュニティセンター
48	<p>就労支援体制の充実</p> <p>就労困難者等を対象とした就労相談を行うとともに、国・府等の関係機関や庁内関係課と連携を図りながら、一人ひとりに応じた就労支援メニューを提供することを通じて、就労の実現をめざしています。</p> <p>(例)地域就労支援コーディネーター業務</p>	労働支援課

No.	主な取り組み	庁内関係課
49	重層的支援体制整備事業 相談者の属性や困りごとの内容に関わらず寄り添いながら支援し、地域や関係機関等と連携して支え合える仕組みづくりを行います。 (例)福祉生活相談支援事業	地域共生推進課
8 (再掲)	教育にかかる相談体制の充実 いじめや不登校などの課題に対する学校における相談体制の充実を通じて、さまざまな子どもの人権を守る取り組みを推進します。 (例)スクールカウンセラーの活用	学校教育推進課 人権教育課 教育センター
45 (再掲)	子どもや保護者の孤立を防ぎ、支援するしくみの充実 子どもと保護者が地域で孤立しないように、身近に相談できるようなシステムづくりに努めるとともに、相談窓口の充実を図ります。 (例)地域子育て支援拠点事業、子ども・子育て総合相談の実施	子ども若者政策課 子ども健康課 子ども施設運営課 教育センター

(2) 相互理解と交流の推進

① 地域の支えあいや見守りあいを活かした人権課題の解決の促進

地域における人権課題として、児童虐待やDV^{P137}、障がいのある人や高齢者に対する虐待、認知症や8050問題^{P139}、ひきこもり^{P140}の問題や子どもの貧困、子どもを狙った性的犯罪や子どものいじめ、ヤングケアラー^{P143}など、さまざまな課題があげられます。

このような課題を未然に防ぐためには、警戒するだけでなく、地域全体が信頼できる関係をつくり、市民一人ひとりが、人権を尊重し、地域として支えあい、見守りあうことの重要性を認識するなど、地域力を高めることが大切です。

ただし、問題が表面化してこないため、地域で見えてこないという問題もあります。問題を可視化させるため、地域における人びとの相互理解と交流を図り、さまざまな人権課題の解決に向

けた取り組みに努めます。

また、社会教育関係団体や各種市民団体、さまざまな人権問題に関するNPO等との連携を強化し、こども食堂などの居場所づくりや啓発事業推進のために(社福)八尾市社会福祉協議会等の関係機関のネットワークを活用し、個人情報保護に配慮しながら情報の共有化や発信を図り、地域に根ざした人権尊重のまちづくりを進めます。

② 多様な人が地域で活躍し交流できる人権教育・啓発の推進

地域には外国人や障がいのある人、高齢者など多様な人が暮らしており、一人ひとりが社会の構成員として共生していくことをめざして、地域の中で互いに交流し、互いに理解を深めることが偏見や差別をなくすことにつながります。

特に、人権課題の当事者との交流を通して、その体験や願いを学び、共感から連帯が育まれることをめざします。そのため、人権課題の当事者の社会参画を支援し、当事者の持つ力を活用し、地域で活躍する場を提供するなど交流を進めていく必要があります。地域での人権研修の取り組みを進めるとともに、人権課題の当事者が地域の活動に参画できるよう人権教育・啓発を進めていきます。

また、「障害者差別解消法」においては、行政や事業者に対し、差別の解消に向けた具体的な取り組みを求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障がいのある人も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促しています。

本市においても、車いす利用者のために段差に携帯スロープを設けるなどのバリアフリー^{P139}、筆談・読み上げ・手話などによるコミュニケーションやわかりやすい表現を使った説明など、意思疎通の配慮などの「合理的配慮」^{P132}の基本的な考え方の周知や啓発を進めていきます。

③ 権利としての人権教育の支援

教育を受ける権利は、「日本国憲法」で保障されています。

しかし、同和地区住民や在日韓国・朝鮮人の高齢者や過去に就学免除の適用を受けた障がいのある人の中には、学習機会が制約されたために、文字の読み書きが十分にできないといった課題が、今なお残されています。

また、言葉や文字に不自由している中国帰国者や外国人市民においても同様の課題が見られます。

このような「よみ・かき・ことば」を必要とする人びとは、就労をはじめとした経済的な問題のほかに、さまざまな市民サービスを受けることが困難な状況にあり、日常生活においても基本的人権を制限されることにつながっています。そのため、人権教育・啓発においては、言葉の壁によって、学習機会が制限されることがないように努め、障がいのある人や同和地区出身者など教育の機会が保障されなかった人びとに学習の機会を提供することが求められています。

本市においては、「よみ・かき・ことば」を必要とする市民を対象に、識字教室・日本語教室を継続的に開催し、内容の充実に努めるとともに、生涯学習の基礎となる「よみかき」に関わる力の向上を図ってきました。

今後も「よみ・かき・ことば」は、人権を保障するために欠かすことのできないものであるため、関係機関と連携しながら、それぞれのニーズに応じた識字や日本語学習の機会を提供します。

④ 多文化共生と国際交流の推進

本市では、2025(令和7)年10月1日現在でベトナム、韓国・朝鮮、中国、フィリピンなど61か国、9,757人の外国人市民が、地域社会の構成員として、ともに生活しています。

国においては、1995(平成7)年に人種差別撤廃条約に加入し、国際的視野に立って一人ひとりの人権が尊重されるよう取り組みを進めてきましたが、2010(平成22)年代前半にヘイトスピーチ問題が深刻化する中で、2016(平成28)年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」^{P142}が施行されました。

また、日本の少子高齢化と労働力不足の深刻化を背景に、2019(平成31)年4月には、「改正出入国管理及び難民認定法(入管法)」を施行して、「特定技能」という新たな在留資格を設け、外国人への門戸を大きく広げることとなりました。

これに伴い、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を発表したほか、2020(令和2)年9月には総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を14年ぶりに改定するなど、多文化共生推進の動きが高まっています。

(公財)八尾市国際交流センターでは、国際交流や国際理解のほか、外国人市民への支援などさまざまな事業に取り組んでいます。また、地域においては、八尾国際交流野遊祭の開催など、外国人市民と地域住民との交流が促進されており、地域で生活する外国人市民が増加している中で、多様性(ダイバーシティ)を認めあい、外国人市民が地域社会の一員として、参加できるまちづくりがより一層求められています。

多様な啓発活動の担い手である市民団体や企業、NPO等と連携しながら、多文化共生社会の実現に向けて、市民一人ひとりが豊かな国際感覚を育める環境づくりを進めます。

■ めざす姿(目標)

八尾市に暮らす多様な人々(外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティ等)が、互いの違いを個性として尊重し、支え合いながら地域社会の一員として安心して活躍できるような、深い相互理解と多文化共生社会の実現を推進する。

■ 取り組みの方向

- ✓ 人権課題の当事者、特に複数の属性を持つ人々(複合差別)の視点を取り入れた交流機会を創出し、表面的な交流に留まらず、深い相互理解と共感を促進します。
- ✓ 外国人住民に対し、市政情報や地域コミュニティ情報をより分かりやすく、かつ迅速に多言語で提供する体制を強化します。
- ✓ 識字教室・日本語教室を継続的に行い、「よみ・かき・ことば」の学習機会を必要とする市民への支援を実施します。
- ✓ 地域における偏見や差別意識が根強く残る課題に対して、ターゲットを絞った効果的な啓発活動を検討・実施します。
- ✓ 「ヘイトスピーチ」の解消に向けた取り組みを推進し、多様な人々が差別的な言動を受けることのない環境を整備します。

◆ 本審議会の意見

- ・「(仮称)地域のおせっかいさんマップ」を作成するなど、地域における取り組みの充実を図る。
- ・こども園と地域(こどもと大人、高齢者)をつなぐ世代を超えた取り組みの充実を図る。

No.	主な取り組み	庁内関係課
50	<p>地域で支えあい、見守りあう取り組みの推進</p> <p>地域における人びとや(社福)八尾市社会福祉協議会等の関係機関のネットワークを活かし、地域全体で、こどもや高齢者などの地域の人権課題に対して、地域での支えあいや見守りあう体制を整備し、問題解決に向けた取り組みに努めます。</p> <p>(例)地域内のさまざまな主体での会議の開催</p>	<p>人権政策課 桂人権コミュニティセンター 安中人権コミュニティセンター コミュニティ政策推進課 龍華出張所 久宝寺出張所 西郡出張所 大正出張所 山本出張所 竹漕出張所 南高安出張所 高安出張所 曙川出張所 志紀出張所 地域共生推進課 高齢介護課 障がい福祉課 健康推進課 こども・いじめ何でも相談課 人権教育課</p>
51	<p>地域での多様な人の活躍と交流の促進</p> <p>多様な人が地域で人権教育・啓発に取り組むことができる場やそのための支援について検討します。</p> <p>例えば、さまざまな人が互いに意見を交換することで、互いの理解を深めることを目的として、テーマを設定し、研修会を開催します。</p> <p>開催にあたっては、さまざまな立場や社会状況にある市民が幅広く参加できるよう、開催場所や時間などを工夫します。</p> <p>(例)人権基礎講座や各地区人権研修の開催</p>	<p>人権政策課</p>
52	<p>地域での子育て中の親とこどもの交流の推進</p> <p>地域子育て支援拠点等を活用し、人権の視点を取り入れて、さまざまな環境にある子育て中の親とこどもが参加交流できる取り組みやサポートを検討します。</p> <p>(例)地域子育て支援拠点事業の実施</p>	<p>こども健康課 こども施設運営課</p>

No.	主な取り組み	庁内関係課
53	<p>法制度等の周知や啓発の推進</p> <p>地域のさまざまな人の状況に配慮した人権教育・啓発を進めるため、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」のいわゆる差別解消3法をはじめとした法制度等の周知や啓発に努めます。</p> <p>(例)市政だより、ホームページ等を活用した周知・啓発</p>	人権政策課 障がい福祉課
54	<p>識字教室・日本語教室の実施</p> <p>「よみ・かき・ことば」を必要とする市民に対し、個人のニーズに応じた学習機会の提供に努めます。</p> <p>(例)識字教室の実施、(公財)八尾市国際交流センターによる日本語教室の実施</p>	人権政策課 生涯学習課
55	<p>多文化共生・国際理解の意識啓発</p> <p>市民の人権意識を高め、外国人市民への理解を深められるよう、(公財)八尾市国際交流センターと連携し、イベントや講座などを通して、啓発活動を行います。</p> <p>また、すべての職員や教職員が多文化共生についての理解を深め、市の取り組みにも活かされるように研修を行います。</p> <p>(例)市民向け国際理解セミナーの支援、職員向け多文化共生推進研修の実施</p>	人権政策課
56	<p>外国人市民と地域住民の交流の促進</p> <p>市民団体、企業、NPO等と連携し、外国人市民と地域住民の交流を促進することで、市民一人ひとりが豊かな国際感覚を育める環境づくりを進めます。</p> <p>外国人市民と地域住民が相互理解を深めるために、気軽に参加できる(公財)八尾市国際交流センターのイベントなどを支援し、多文化共生・国際理解のきっかけづくりを行います。</p> <p>(例)外国人市民と地域住民との交流会の支援</p>	人権政策課

No.	主な取り組み	庁内関係課
57	外国人市民の地域社会への参画の推進 外国人市民、地域社会の一員として参画できるしくみづくりについて検討し、多文化共生社会の実現に努めます。 (例)八尾市外国人市民会議の設置	人権政策課

(3) 人権教育・啓発活動の充実

① 総合的な情報提供の推進

人権に関する学習機会や学習教材の積極的な活用を図るため、市内の各施設が、独自に情報発信するのではなく、イベントの開催や人権啓発資料の配布、情報誌の発行などの人権啓発情報発信の拠点として、市民に伝わる効果的な情報提供を進めます。

また、ホームページなどのインターネットを積極的に活用し、市民がいつでも、どこでも必要な情報を取り出し、活用できるような総合的な情報提供を進めます。

情報提供にあたっては、わかりやすい表現、ふりがなや多言語での対応、点字版、音声版の作成等、情報弱者に対する配慮に努めます。

② 市民に伝わる人権教育・啓発手法の開発

人権教育・啓発にかかる情報提供のあり方とともに、効果的に人権教育・啓発を進めるにあたっては、その手法の検討が何よりも重要になっています。

「堅苦しい」、「難しい」という人権研修のイメージを払しょくし、「無関心」や「他人事としてとらえること」をなくすため、今後も参加体験型学習をはじめとする学習手法の導入、活用しやすい教材の提供、参加しやすい環境づくりなど、人権教育・啓発がより効果的に行われるよう具体的な手法について検討します。

③ 指導者の育成

人権教育・啓発を効果的に推進するには、その手法とともに、教育・啓発を推進する指導者の育成が欠かせません。人権教育・啓発は、こどもから高齢者までの幅広い年齢層とさまざまな立場の人を対象とし、生涯にわたる長期的な取り組みが求められているため、身近なところで活動

する指導者の役割は重要です。

これまで、地域における指導者として各地区福祉委員会ごとに人権啓発推進委員を選任し、各推進委員が地域の人権研修の推進役として活動してきました。

また、本市においては、各職場に人権主催者を配置し、各職場の人権研修の企画や実施に取り組んできました。

今後は、地域での人権教育の企画・実践を担う人や、参加体験型学習をリードするファシリテーター^{P140}など、さまざまな人権教育に関する指導者の育成とその活躍が求められています。そのため、人権教育・啓発に関わる分野で活動し、専門的技術を持っている民間団体や各種団体はもとより、大阪府や他の市町村だけでなく大学などの専門的な研究機関との協力や連携を強化し、学校や職場、地域など生活のあらゆる場において中心的役割を担う人材育成に努めます。

■ めざす姿(目標)

すべての市民が人権に関する情報を得ることができ、人権問題を身近に感じられる環境を整備することで、「無関心」な人を減らす。

学校・職場・地域のあらゆる場で指導者が主体的に取り組むことで、人権に対する理解を深め、行動できる社会を推進する。

■ 取り組みの方向

- ✓ インターネット等の媒体を活用し、情報を得ることが困難な人に配慮したわかりやすい表現や多言語対応等を行うことで、人権学習情報を提供します。
- ✓ 参加体験型学習などの効果的な手法を導入し、身近な事例等を活用した教材を提供します。
- ✓ 人権啓発推進委員や人権主催者、ファシリテーターなど、学校・職場・地域で中心的役割を担う指導者の資質向上と育成を強化します。
- ✓ 人権課題の当事者等の声を聴く機会を設け、特性に応じた企画を設定することで、人権問題への理解と行動を促します。
- ✓ 手話通訳や要約筆記などの支援体制を整備し、学校や企業等に属さない層や高齢者、子育て世代にも情報が伝わるよう、地域コミュニティを通じた情報伝達の仕組みを検討します。

◆本審議会の意見

・多様な生きづらさを持つ人への理解が進むよう、人権研修の充実を図る。

No.	主な取り組み	庁内関係課
58	<p>総合的な人権学習情報の収集と提供</p> <p>(一財)八尾市人権協会や世界人権宣言八尾市実行委員会といった民間団体や市民活動等による人権学習に関する講座、イベントやセミナー等の情報を収集・整理します。</p> <p>そして、市政だより、地域情報誌やホームページ等を活用して、積極的に広く市民に情報提供します。</p> <p>また、ホームページの内容の充実を図ります。</p> <p>(例)ホームページでの周知や情報提供</p>	<p>人権政策課</p> <p>桂人権コミュニティセンター</p> <p>安中人権コミュニティセンター</p>
59	<p>効率的な人権学習の推進</p> <p>地域での講座や研修会等の開催にあたり、人権学習教材の提供や講師紹介といった啓発活動を支援するメニューづくり、ハンドブック等の整備や映像の提供など、市民が積極的かつ効率的に人権学習を進めることができるように支援します。</p> <p>(例)人権学習教材の提供や講師紹介</p>	<p>人権政策課</p>
60	<p>情報を得ることが困難な人への配慮</p> <p>啓発冊子や情報誌、ホームページ等についてはわかりやすい表現を使い、ふりがなや多言語での対応、点字版、音声版の作成等について研究を行います。</p> <p>また、インターネット等が使えず、情報を得ることが困難な人びとに対し、配慮した情報提供を行います。</p> <p>(例)啓発冊子・情報誌等のふりがな、多言語対応、点字版</p>	<p>人権政策課</p> <p>高齢介護課</p> <p>障がい福祉課</p>

No.	主な取り組み	庁内関係課
61	<p>人権に関する法律、条例や計画等の啓発</p> <p>さまざまな人権課題の解決を図るために、関係する法律、条例や計画等の啓発に努めます。</p> <p>(例) 市政だよりやホームページ等での周知、啓発</p>	<p>人権政策課</p> <p>人権教育課</p>
62	<p>参加体験型学習をはじめとする学習手法の導入</p> <p>「堅苦しい」、「難しい」という人権研修のイメージを払しょくし、人権問題を身近に感じられるよう参加体験型学習などの導入を積極的に推進し、多くの人が研修に参加できる機会をつくります。</p> <p>(例) 人権基礎講座の実施</p>	<p>人権政策課</p>
63	<p>多様な媒体を活用した学習手法の導入</p> <p>インターネットやDVD等の映像など多様な媒体を活用した効果的な学習方法について検討します。</p> <p>(例) 人権啓発用DVDの貸出し</p>	<p>人権政策課</p>
64	<p>人権問題への理解を深められる研修等の実施</p> <p>人権に関わる差別を受けた体験談など、人権課題の当事者等の声を聴くことができる機会を設け、人権問題への理解を深められる取り組みを進めます。</p> <p>(例) 人権基礎講座の実施</p>	<p>人権政策課</p>
65	<p>啓発パンフレットやリーフレット等の計画的、継続的な発行</p> <p>啓発パンフレットやリーフレット等の計画的、継続的な発行に努め、身近な事例をとりあげた学習教材の作成など、地域での人権学習の推進に努めます。</p> <p>(例) 人権協ニュース「あかり」の発行</p>	<p>人権政策課</p>

No.	主な取り組み	庁内関係課
66	<p>個人の特性に応じた企画の設定</p> <p>人権に対する理解は個人によって異なることから、年齢や生活スタイルなどその特性に応じた効果的な方法によって、講演会や研修等を開催し、充実を図ります。</p> <p>(例)人権啓発セミナーの実施</p>	人権政策課
67	<p>人権教育・啓発を受けるための環境整備の推進</p> <p>市民が研修等を受ける際に、手話通訳や要約筆記などの必要な支援を行うなど、環境の整備に努めます。</p> <p>(例)手話通訳や要約筆記の実施</p>	人権政策課
68	<p>学校や企業等に属していない層への人権教育・啓発</p> <p>人権教育・啓発の取り組みが市民全体に浸透していくために、学校や企業等の組織に属していない層や次世代の若者に対して、どのように情報を伝え、人権問題に対する正しい認識を広めるための方策を検討します。</p> <p>(例)人権啓発セミナーの実施</p>	人権政策課
69	<p>研修内容のフィードバックの推進</p> <p>研修を受講した市民が家庭や地域で、また、研修を受講した職員が各々の職場で、研修内容を理解し、周囲に伝達できるよう努めます。</p> <p>(例)各イベント参加者へのフィードバックについてのアナウンス</p>	人権政策課
70	<p>地域のコミュニティづくりを通じた情報伝達</p> <p>高齢者や子育て家庭など、人権教育・啓発に関する情報の入手や参加が困難である人びとに情報を伝えるしくみを考えるなど、地域のコミュニティを通じた情報伝達手段を検討します。</p> <p>(例)各地区人権研修の実施</p>	人権政策課

No.	主な取り組み	庁内関係課
71	<p>人権教育・啓発センター機能の充実</p> <p>市民活動の活性化や連携をより一層深めるため、人権に関する情報発信、活動の場の提供、教材の提供や人材の育成などを集約する人権教育・啓発センター機能の充実に向けて取り組みます。</p> <p>(例)人権基礎講座を通じた参加者同士のネットワークづくり</p>	人権政策課
72	<p>学校、職場や地域における人材育成の推進</p> <p>八尾市人権啓発推進協議会の人権啓発推進委員や行政の人権担当者など、学校、職場や地域における人権啓発の中心的役割を担う人材の育成を行い、その資質の向上に向けてさらなる研修内容の充実を図っていきます。</p> <p>(例)人権啓発推進委員養成研修や人権担当者研修の実施</p>	人権政策課 人権教育課
73	<p>指導者の育成</p> <p>研修会の実施等、人権教育・啓発の企画や実践を行う人や指導するリーダー、ファシリテーター、活動経験や専門的な知識を有する人材など、人権教育・啓発を担う指導者の育成に努めます。</p> <p>(例)人権啓発推進委員養成研修の実施</p>	人権政策課

(4) 市民や各種団体等との協働・連携

① 市民との協働

「八尾市人権尊重の社会づくり条例」では、市の役割として人権施策の推進を義務づけ、一方で、市民の役割として「市とともに自らがまちづくりの担い手として、人権尊重の社会の実現に努めるものとする」と定めています。つまり、人権尊重のまちづくりを担うのは地域に暮らす市民にほかなりません。

また、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」に基づき、パートナーシップ^{P139}のまちづくりを進め、市民・企業・行政が協働していくには、行政と市民が目的を共有し、それぞれに果たすべき守備範囲を自覚して、相互に自立しつつ対等な関係で協力することが求められ、市民ができることと行政が行うことを見極め、市民と行政がともに取り組むべき課題を検討する必要があります。

② 各種団体等との連携

本市における人権教育・啓発に関わる団体として、市民団体、企業、NPOや研究機関など多くの団体が活動しています。

八尾市企業人権協議会は、本市における企業の自主的な人権啓発組織として、就職差別をなくし、差別のないまちづくりの実現に寄与するために企業等への啓発活動を実施している団体です。

(公財)八尾市国際交流センターは、市民・行政・企業及び各種団体との連携を図りながら、市民の異文化理解の促進、在住外国人の支援等、地域の多文化共生につながる多彩な事業活動を行っている団体です。

八尾市在日外国人教育研究会は、外国にルーツのあるこどもたち(外国籍、外国生まれ、外国人の親を持つ児童生徒)への支援を目的とした研究グループです。

(社福)八尾市社会福祉協議会は、2021(令和3)年9月に、「第4次地域福祉活動計画」を策定し、福祉分野における人権尊重の取り組みを進めている団体です。

八尾市人権教育研究会は、八尾市内の教職員を中心に、人権問題の解決と人権文化の確立をめざし、人権教育の実践と研究を進める団体です。

(一財)八尾市人権協会は、市民参画の推進、人材育成、団体間ネットワークの形成、施策の進行管理・評価への参画といった役割を担う中間支援・協働の中核となる団体です。

八尾市人権啓発推進協議会は、本市の人権啓発を推進する代表的な団体として、全32の地区福祉委員会と30の各種団体で構成された協議会です。

世界人権宣言八尾市実行委員会は、八尾市人権啓発推進協議会のほか、NPO等の多様な人権課題に関わる民間団体が加盟し、「世界人権宣言」の精神を広めるためのネットワークとして組織された団体です。

このほか、さまざまな分野で多くの団体により人権に関わる取り組みが行われています。

今後も、これらの市民団体による活動を支援し、連携を図りながら、市民の主体的な人権教育・啓発を推進していきます。

③ 国・大阪府・他の市町村との連携

人権教育・啓発がより効果的で広範な取り組みとなるよう、大阪府市長会と連携して国への要望を行うとともに、国、大阪府や他の市町村と、大阪人権行政推進協議会などを通じて、連携と協力体制の強化に努めます。

④ 庁内推進体制の充実

これまで、本市の人権に関わる庁内推進体制としては、八尾市人権施策推進本部をはじめ、その他、各課題別の推進体制を整備し、取り組みを進めてきました。

今後も、あらゆる施策の展開において、人権尊重の理念を取り入れた総合行政の推進に努めます。

■ めざす姿(目標)

「人権尊重の社会づくり」を市民の主体的な役割ととらえ、行政が市民や民間団体、各種団体等と目的を共有し、対等な関係で協働・連携する。

多様な関係団体とのネットワークを拡大させることで複合差別を含めたあらゆる差別の解消に向け、市民の人権意識の高揚と地域社会における人権課題解決に向けた取り組みを多角的に推進する。

庁内が一体となって、市域を超えた連携を強化し、総合的な人権施策を推進する。

■ 取り組みの方向

- ✓ 市民団体等への情報提供等を通じて、活動を支援します。
- ✓ 市民団体等の活動を広報し、市民への認知度を高めます。
- ✓ 市民団体等が連携して活動できるよう、交流の場を提供します。
- ✓ 市民団体等が、市民ニーズや時事性の高いテーマを取り入れた人権啓発イベント(講演会、映画上映会、ワークショップ等)を企画・実施できるよう、情報提供及び講師紹介、必要に応じた支援を行います。
- ✓ 市内の各種団体とのネットワークを広げ、情報共有や協働の取り組みを促進します。
- ✓ 人権に関する文献・資料等の整備・充実を進め、市民向けの情報提供や人権施策の推進に積極的に活用します。
- ✓ IT関連技術の活用を推進し、多様な人権啓発情報へのアクセスを容易にします。
- ✓ 行政と市民が協働して人権教育・啓発について研究・検討する場の充実を図ります。
- ✓ 民間団体や各種団体の自主的な活動に対し、連携・協働して取り組みを推進します。
- ✓ 各種団体と連携し、協働して、複合差別に対する啓発活動を行います。
- ✓ 大阪人権行政推進協議会などを通じて国、大阪府等との連携を強化し、効果的な人権教育・啓発を推進します。
- ✓ 八尾市人権施策推進本部を中心に、庁内での情報共有を密にし、あらゆる施策に人権尊重の理念を取り入れた取り組みを推進します。
- ✓ NPO等の民間団体が活動しやすいよう、国や大阪府等の支援にかかる情報提供を行うなど、環境の整備に努めます。

No.	主な取り組み	庁内関係課
74	<p>市民と行政の協働による研究・検討</p> <p>地域で暮らしている人権課題の当事者をはじめとした市民の参画を推進するとともに、市民と行政が協働で、人権教育・啓発について研究・検討する場を開催し、より一層の充実に努めます。</p> <p>(例)人権基礎講座の実施</p>	人権政策課

No.	主な取り組み	庁内関係課
75	<p>市民団体による地域活動をサポートする体制や手法の検討</p> <p>八尾市人権啓発推進協議会をはじめとした各種団体の地域活動をサポートする体制や具体的な手法(教材の提供や講師の派遣など)を検討します。</p> <p>(例)各地区人権研修等の実施</p>	人権政策課
76	<p>各種団体等との連携の推進</p> <p>市民団体などの人権啓発活動を広く市民に周知し、その活力やアイデアを取り入れるなど連携を図りながら、人権教育・啓発活動を推進します。</p> <p>(例)各種団体等と連携した「ひゅーまんフェスタ」の開催</p>	人権政策課
77	<p>八尾市人権施策推進本部での庁内横断的な施策の推進</p> <p>計画を効率的かつ効果的に展開するため、八尾市人権施策推進本部において、より一層の情報共有を図るとともに、総合行政として人権施策の推進に取り組みます。</p> <p>(例)八尾市人権施策推進本部の開催</p>	人権政策課

2. 進行管理と評価の実施

(1) 定期的な調査・効果測定の実施

本計画における具体的な取り組みについて、その効果を定期的に測定します。

No.	主な取り組み	庁内関係課
78	人権に関する定期的な調査の実施 行政施策全般に対する調査等において、人権に関する調査項目について市民意識の推移を把握します。 また、定期的に「人権についての市民意識調査」等を実施し、市民や人権課題の当事者の意識の把握に努めます。 (例)「人権についての市民意識調査」の実施	政策推進課 人権政策課
79	各種事業における利用者アンケートの実施 各種事業において、アンケート調査を実施する等、積極的に市民ニーズの把握に努めます。 (例)イベント参加者へのアンケート調査の実施	人権政策課 生涯学習課
80	人権相談事例の分析を通じた実態把握 人権相談をはじめとする各種相談事例から明らかになった人権課題の背景や要因等を分析・整理し、その結果を人権教育・啓発に活かしていきます。 (例)人権相談の実施	人権政策課 高齢介護課 障がい福祉課 子ども・いじめ何でも相談課

(2) 進行管理と評価の充実

本計画の推進にあたっては、目標年次において目標に到達できるよう、その進捗状況を把握し、点検及び評価していく必要があります。

また、人権施策を総合的に推進するためには、取り組みの実績を把握するだけでなく、どのような成果があったのか、そして、どのような課題があるのかを分析したうえで、評価するしくみづくりを検討していきます。

No.	主な取り組み	庁内関係課
81	進捗状況の把握 本計画の推進にあたっては、その進捗状況を毎年把握し、八尾市人権尊重の社会づくり審議会に諮ります。 また、取り組み事業の点検を行い、必要に応じて取り組み内容の見直しを行います。 (例)本計画の進捗管理の実施	人権政策課
82	人権に関する取り組みの評価のしくみづくりの検討 人権に関する取り組みの成果を把握し、客観的に市民にわかりやすい形で評価するしくみづくりを検討します。 (例)本計画の進捗管理の実施	人権政策課